

公的研究費の運営・管理に関わる学内構成員からの誓約書の徴取について

平成26年12月26日

最高管理責任者決定

最終改正 令和3年12月1日

1. 目的

本学の規則等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等を厳正に行えるよう、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員から誓約書を徴取する。

2. 対象者

- ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員
- ・競争的研究費等へ申請しようとする構成員※申請要件として義務化

3. 誓約書の内容

- (1) 国立大学法人京都工芸繊維大学が定める規則等を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- (2) 国立大学法人京都工芸繊維大学が定める規則等に違反して、不正を行った場合は、国立大学法人京都工芸繊維大学及び配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

4. 徴取方法

- ・原則として、コンプライアンス教育受講時に徴取
- ※新規採用者は採用時に徴取

誓 約 書

公的研究費の運営・管理に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 国立大学法人京都工芸繊維大学が定める規則等を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 国立大学法人京都工芸繊維大学が定める規則等に違反して、不正を行った場合は、国立大学法人京都工芸繊維大学及び配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

年 月 日

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

(所属・職名)

(氏名)

(本人署名又は記名押印)